四日市市告示第376号

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和6年4月15日

> 四日市市長 智 広 森

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱(令和4年四日市市告示第503号)の一部を次 のように改正する。

改正後

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付は、次の各号に掲げる要 件をいずれも満たす者又は法人(以下「交付 対象者」という。) に対し、予算の範囲内で 行う。
 - (1)
 - 国要綱が定める年度中に、農業経営を (2)開始し、次の要件を満たす独立・自営就 農をしている又はする予定であること。 ア 農地の所有権又は利用権(農地法 (昭和27年法律第229号)第3条 に基づく農業委員会の許可を受けた もの、同条第1項各号に該当するも の、農業経営基盤強化促進法等の一部 を改正する法律(令和4年法律第56 号。以下「令和4年改正法」という。) 附則第5条に基づく公告があったも の、令和4年改正法附則第9条に基づ く公告があったもの、農地中間管理事 業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号) 第18条第7項に基づ く公告があったもの、都市農地の貸借 の円滑化に関する法律(平成30年法 律第68号) 第4条に基づく認定を受 けたもの又は特定作業受委託契約を 締結したものをいう。) を交付対象者 (交付対象者が法人の場合は、当該法 人の役員を含む。イにおいて同じ。) が有していること。

イからオまで (略)

- 農業経営基盤強化促進法(昭和55 年法律第65号。以下「基盤強化法」 という。)第14条の4第1項に規定 する青年等就農計画の認定を受けて いること。
- (4) 及び(5) (略)
- (6) 地域計画(基盤強化法第19条第1

改正前

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付は、次の各号に掲げる要 件をいずれも満たす者又は法人(以下「交付 対象者」という。) に対し、予算の範囲内で 行う。
 - (1)
 - (2) 国要綱が定める年度中に、農業経営を 開始し、次の要件を満たす独立・自営就 農をしている又はする予定であること。 ア 農地の所有権又は利用権(農地法 (昭和27年法律第229号)第3条 第1項本文に規定する権利、農業経営 基盤強化促進法(昭和55年法律第6 5号。以下「基盤強化法」という。) 第19条の規定により設定される利 用権、農地中間管理事業の推進に関す る法律(平成25年法律第101号) 第18条第6項に基づく公告があっ たもの又は都市農地の貸借の円滑化 に関する法律(平成30年法律第68 号) 第4条に規定する権利及び特定作 業受委託契約に基づき農地を使用す る権利をいう。)を交付対象者(交付 対象者が法人の場合は、当該法人の役 員を含む。イにおいて同じ。)が有し ていること。

イからオまで (略)

- (3) 基盤強化法第14条の4第1項に規定 する青年等就農計画の認定を受けてい ること。
- (4) 及び(5) (略)
- (6) 地域計画(基盤強化法第19条に規

項に規定する地域計画をいう。) のう ち目標地図(同条第3項の地図をい う。以下同じ。)に位置づけられ、又 は位置づけられることが確実と見込 まれること、「人・農地プランの具体 的な進め方について」(令和元年6月 26日付け元経営第494号経営局 長通知。以下「同通知」という。)の 2の(1)の実質化された人・農地プ ラン、同通知の3により実質化された 人・農地プランとみなすことができる と判断できる既存の人・農地プラン及 び同通知の4により実質化された 人・農地プランとして取り扱うことの できる人・農地プラン以外の同種取決 め等(以下「人・農地プラン」という。) に中心となる経営体として位置付け られ、若しくは位置付けられることが 確実と見込まれること又は農地中間 管理機構から農地を借り受けている こと(以下「目標地図に位置づけられ た者等」という。)。

- (7)本事業、国要綱別記3の雇用就農資 金、新規就農者確保緊急対策実施要綱 (令和3年12月20日付け3経営 第1996号農林水産事務次官依命 通知)の別記6の初期投資促進事業 (以下「令和4年度補正初期投資促進 事業」という。) 若しくは新規就農者 確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5 年12月1日付け5経営第2016 号農林水産事務次官依命通知。以下 「新規就農者確保緊急円滑化対策実 施要綱」という。) の別記2の初期投 資促進事業(以下「令和5年度補正初 期投資促進事業」という。) による助 成金又は四日市市経営継承・発展等支 援事業費補助金交付要綱(令和4年四 日市市告示第484号) による補助金 の交付を現に受けておらず、かつ過去 に受けていないこと。
- (8) から(10)まで (略)
- (11) 環境と調和のとれた食料システムの 確立のための環境負荷低減事業活動 の促進等に関する法律(令和4年法律 第37号)に基づく環境負荷低減に取 り組む意思があること。

(補助率等)

第5条 補助対象者に対する補助率は4分の 3以内とし、補助対象事業費の上限額は1, 000万円(四日市市農業経営開始資金交付

定する地域計画をいう。) のうち目標 地図(基盤強化法第19条第3項の地 図をいう。以下同じ。) に位置づけら れ、又は位置づけられることが確実と 見込まれること、「人・農地プランの 具体的な進め方について」(令和元年 6月26日付け元経営第494号経 営局長通知。以下「同通知」という。) の2の(1)の実質化された人・農地 プラン、同通知の3により実質化され た人・農地プランとみなすことができ ると判断できる既存の人・農地プラン 及び同通知の4により実質化された 人・農地プランとして取り扱うことの できる人・農地プラン以外の同種取決 め等(以下「人・農地プラン」という。) に中心となる経営体として位置付け られ、若しくは位置付けられることが 確実と見込まれること又は農地中間 管理機構から農地を借り受けている こと(以下「目標地図に位置づけられ た者等」という。)。

(7) 本事業、国要綱別記3の雇用就農資金若しくは新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記6の初期投資促進事業(以下「初期投資促進事業」という。)による助成金又は四日市市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱(令和4年四日市市告示第484号)による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) から(10)まで (略)

(補助率等)

第5条 補助対象者に対する補助率は4分の 3以内とし、補助対象事業費の上限額は1, 000万円(四日市市農業経営開始資金交付 規則(平成25年四日市市規則第3号。以下 規則(平成25年四日市市規則第3号。以下「規則」という。) <u>の農業経営開始資金</u>、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記1の就農準備・経営開始支援事業(以下「就農準備・経営開始支援事業」という。) の第5の2に定める経営開始支援資金(以下「経営開始支援資金」という。) の交付

の第5の2に定める経宮開始支援資金(以下「経営開始支援資金」という。)の交付対象者の場合は、500万円)とする。ただし、リース物件に係るリース料対象助成額については、別表に定める額とする。

2 (略)

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合であって、第3条第1号の要件を満たす者(当該法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。)については、農業経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける者にあっては500万円、受けない者にあっては1,000万円(当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、農業経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。ただし、国要綱が定める年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

(就農状況報告等)

第24条 (略)

2 (略)

- 3 市長は、前項の確認に加え、第6項に規定 するサポートチームと協力して補助事業者 の経営状況の把握に努めることとし、事業実 施の翌年度から2年間、必ず年1回は、次の 各号に掲げる方法により、就農状況確認チェ ックリスト(第15号様式)を用いて、補助 事業者の経営状況と課題を補助事業者とと もに確認し、青年等就農計画の達成に向けて 経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び 指導を行うものとする。
 - (1) 及び(2) (略)
 - (3) 書類確認

ア及びイ (略)

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、<u>令和4年改正法附則</u>第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第

「規則」という。)の交付対象者の場合は、500万円)とする。ただし、リース物件に係るリース料対象助成額については、別表に定める額とする。

2 (略)

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合であって、第3条第1号の要件を満たす者(当該法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。)については、農業経営開始資金の交付を受ける者にあっては1,000万円(当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、農業経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。ただし、国要綱が定める年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

(就農状況報告等)

第24条 (略)

2 (略)

- 3 市長は、前項の確認に加え、第6項に規定するサポートチームと協力して補助事業者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、次の各号に掲げる方法により、就農状況確認チェックリスト(第15号様式)を用いて、補助事業者の経営状況と課題を補助事業者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。
 - (1) 及び(2) (略)
 - (3) 書類確認

ア及びイ (略)

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の

9条に基づく公告があった 用配分計画、農地中間管理事業の推進 に関する法律第18条第7項に基づ く公告があった農用地利用集積等促 進計画、特定作業受委託契約書又は都 市農地の貸借の円滑化に関する法律 第4条第1項の規定に基づく事業計 画のうち該当する箇所のいずれかの 書類の写し。)

エ (略)

- 4 規則第11条第8項及び第9項<u>又は就農</u> 準備・経営開始支援事業の第7の2の(5) による確認を行った場合は、第2項及び第3 項について、行ったものとみなすことができる。
- 5及び6 (略)

(住所等変更報告)

第25条 補助事業者は、目標年度までに氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、規則第16条又は就農準備・経営開始支援事業の第6の2の(6)のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。

(就農報告)

第26条 補助事業者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届(第17号様式)を市長に提出する。ただし、国要綱別記2の第6の1の(7)の工又は就農準備・経営開始支援事業の第6の1の(7)の工の報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。

(交付情報等の登録)

- 第32条 市長は、青年等就農計画等、交付 申請書等の提出があった場合には、データ ベース(全国農業委員会ネットワーク機構 が設ける交付情報等に関するデータベース をいう。) に交付情報等を速やかに登録す るものとする。
 - 2 市長は、本事業の実施に際して得る個人 情報については、第21号様式により適 切に取り扱うものとする。

(検査)

第33条 (略)

(補助金の評価)

第34条 (略)

貸借の円滑化に関する法律第4条第 1項の規定に基づく事業計画のうち 該当する箇所のいずれかの書類の写 し。)

工 (略)

4 規則第11条第8項及び第9項による確認を行った場合は、第2項及び第3項について、行ったものとみなすことができる。

5及び6 (略)

(住所等変更報告)

第25条 補助事業者は、目標年度までに氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、規則第16条により住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。

(就農報告)

第26条 補助事業者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届(第17号様式)を市長に提出する。ただし、 国要綱別記2の第6の1の(7)の報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。

(検査)

第32条 (略)

(補助金の評価)

第33条 (略)

(補則) <u>第35条</u>	(略)	(補則) <u>第34条</u>	(略)

第1号様式の2を次のように改める。

経営発展支援事業申請追加資料

四日市市長 あて

住 所:

氏 名:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

(署名又は記名押印してください)

経営発展支援事業の実施ついて、関係書類を添えて承認申請します。なお、四日市市経営 発展支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組み

※実施する項目に○を記載してください。

No.		項目	ポイント
		① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている	1
1	研修	② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている	2
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳 簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研 修を受けている	3
		① 地域サポート計画が策定されている	1
2	サポート	② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
	体制	③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て ※1について、担当機関・部署が明確になっている	3
0	経営管理	① 圃場等に農作業の記録(施肥量、農薬散布量、作業時間等)を毎日つける	1
3	の合理化	② ①に加え、青色申告を実施する	2
		③ ②に加え、GAP認証等を取得する※2	3
		① 所得目標※3が「250万円」又は「継承する経営の 直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A) となっている	1
4	所得	② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3
	家族経営	① 農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している	1
5	協定※4	② ①の事項に加え、その他の事項(休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険)を1つでも設定している	2
6	農業版事業網	継続計画 (BCP) を策定している	1
7	データを活	用した農業を実践する	1
8	農業経営を済	生人化する <u>————</u> 生人化する	1
9		料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は 帯低減事業活動実施計画の認定を受ける	1
合計	(最大)		18

- ・目標として行う項目 (No. 3、4、7、8及び9) については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。
- ※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援(住居、子育て等)」、「事務局・全体調整」。
- ※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組み

を有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

- ※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は第1号様式の2の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。
- ※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自 らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

第3条第5号の場合

目標とする取組	現状(令和	年)		目標(令和	年)	
□ 所得の10%以上増加						
□ 売上の10%以上増加			円			円
□ 付加価値額の10%増加						
□ 生産コストの10%減少	(割合:	%)		(割合:	%)	

2 事業の概要 別添のとおり

事業着工(予定)年月日 事業完了(予定)年月日

経営開始資金申請追加資料」又は就農準備・ 報告(独立・自営就農)を添付した場合に記		
3 メールアドレス		
4 農業を始めようと思った理由		
5 「目標地図又は人・農地プラン」への位	置付け	等
集落又は地域名等		位置付けられている□位置付けられる見込み
□ 農地中間管理機構から農地を □借り	<u></u> 受けてレ	 \ろ □借り受ける見込み
	21, (1	
6 農業経営開始資金又は経営開始支援資金	:の交付(の有無
交付を □過去に受けていた □現に受け	けている	
□受ける見込み □受けない	`	
7 就農準備資金、経営開始支援資金又は農	業次世代	七人材投資事業(準備型)の交付の有無
 交付を □過去に受けていた □現に受け	けている	
□受ける見込み □受けない	`	
8 過去の研修等の経験		
TIL 6女 什	廿日日日	年 月 日 ~
研修先	期間	年 月 日
9 その他	- >4 - 4 - 1	
経営発展支援事業、令和4年度補正初期投		□ 交付を受けている又は受けたこと
進事業、令和5年度補正初期投資促進事業		がある
用就農資金による助成金の交付又は経営組	送	□ 交付を受けていない又は受けたこ し、びかい。
承・発展支援事業による補助金の交付		とがない
添付書類		
別添1:収支計画		
別添2:履歴書	: / ## 116 <i>/</i>	*************************************
別添3:経営を開始した時期を証明する書類 * 1	【(農地	寺の経宮貧産の取侍時期か分かる書類等)
別添4:経営を継承する場合は、従事してい	た期間か	55年以内である事を証明する書類(過去の
経歴を証明する書類(就業証明書、	卒業証明	月書、住民票 (遠隔地に住んでいた場合) の
写しなど)		

※ 3以降については、農業経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける場合は、「農業

別添5:農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*1

別添6:通帳の写し

別添7:身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

*1 申請時に経営を開始している場合に限る。

*第3条第5号により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近 (事業実施の前年又は前々年度)の実績を記載すること。

					事業	美実施		
			現状 (令和 年) (年 月 ~年 月)	1年(度)目 (年月~ 年月)	2年(度)目 (年月~ 年月)	3年(度)目 (年月~ 年月)	4年(度)目 (年月~ 年月)	目標 5年(度)目 (年 月 ~年 月)
	41	経営 規模						
	○○ (作 目)	生産量						
	П	売上高 (円)						
		経営 規模						
農業		生産量						
農業収入		売上高 (円)						
		経営 規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
	その他							
	農業経営開始資							
	入計 (円) ①							

				事業	実施		
		現状 (令和 年) (年 月~ 年 月)	1年(度)目 (年月~ 年月)	2年(度)目 (年月~ 年月)	3年(度)目 (年月~ 年月)	4年(度)目 (年月~ 年月)	目標 5年(度)目 (年月 ~年月)
#	原材料費						
農業紹	減価償却費						
農業経営費	出荷販売経費						
質(雇用労賃						
円)							
	支 出 計 (円) ②						
	【参考】設備投資 (内容、金額)						
所	得計 (円) ①-②						

1. 氏名等

(ふりがな)							
住 所							
(ふりがな)							
連絡先							
(ふりがな)	生	年	月	日	年齢	性別	電話番号
氏 名		年	E J	月日			

2. 家族構成

氏	名	続柄	生年月日	住 所	職業等

3.

	年	月	日	学歴	年	月	日	職歴
履								
//友								
 								
歴					年	月	日	免許・資格

機械·施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組

	機種・施設 等名			数量	(単位) 台
対象機 械・施 設等	能力等				
	対象作物等				
	利用 (導入) 面積				
	現有機の有 (有の場合:能 年月・台数	力・取得			
物件取得見i	込額 (税込み))	[1]		(円)
助成申請額			[2]		(円)
	うち国庫助	成金	[3]		(円)
	うち三重県	負担額	[4]		(円)
	うちその他		[5]		(円)
交付申請者負担額(税込み)		[6]		(円)	

注1: 複数の機械をリースする場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成し てください。

注2: 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。 注3: 添付書類は、以下のとおり。 ① 販売会社の見積書の写し等(全社分)

② その他市長が必要と認める資料

個票(リース方式による機械等の導入の取組用)

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械等の導入の取組

7, 1, 1,		-	数量	(単位) 台	
	機種・施			(平江)口	
	設等名				
対象機械	能力等				
	対象作物				
	現有機の有無 (有の場合:能力・				
	取得年月・台数な				
	ど)				
11 → ₩1	開始日~終了日(※	1)	\sim		(年)
リース期 間	リース借受日から 4	年間(※	(年)		
	2)				
リース物件]	取得見込額(税抜き)	[1]			(円)
	うちオプション分(マ	税抜き)			(円)
リース期間	 終了後の残価設定	[2]			(円)
		5 7			()
助成申請額		[3]			(円)
	うち国庫助成金	[4]			(円)
	うち三重県負担額				(円)
		[5]			(1.47)
	うちその他	[6]			(円)
	用(金利・保険料・消	[7]			(円)
費税)	> す 4点 7日 ハハ				(m)
	うち税相当分				(円)
機械利用者	1 負担リース料 (税込み)	[8]			(円)
リース物件	呆管場所	1			
リース事業					

注1: ※1及び※2については、いずれかを記入してください。

注2: リース助成申請額うち国庫助成額は、A、B又はCのいずれか小さい額を記入してください。

A: [1]×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内

B: ([1]-[2]) ×1/2以内

 $C:[5]\times 2$

注3: 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注4: 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注5:添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② その他市長が必要と認める資料

第14号様式を次のように改める。

就農状況報告 事業実施後 年目 (~ 月分)

年 月 日

四日市市長

住 所 名

四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱第24条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 成果目標の取組

※ 1、3、4及び5については、実施済みの項目に○を記載してください。 2については、①~③のいずれかに○を記載し、所得目標に対する所得状況(現状所得/所得目標× 100)を記載してください。実施済みの項目に○を記載してください。また、選択していない項目に

- を記載してください。

No		項目	実施
1	経営管 理の合 理化	① 圃場等に農作業の記録(施肥量、農薬散布量、作業時間等)を毎日つける② ①に加え、青色申告を実施する③ ②に加え、GAP認証等を取得する	
2	所得	 所得目標が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている 	%
3	データを	舌用した農業を実践する	
4	農業経営	を法人化する	
5	荷低減事	平度中に、みどりの食料システム法に基づく環境負 業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施 定を受ける	

2. 第3条第5号の場合

目標とする取組	現状(令和	年)	目標(令和	年)
□ 所得の10%以上増加		円		円
□ 売上の10%以上増加				
□ 付加価値額の10%増加			(割合:	%)
□ 生産コストの10%減少				

※ 3以降については、農業経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける場合は、 規則第11条第1項の第8号様式又は、就農準備・経営開始支援事業の別紙様式第 9-1号の就農状況報告(独立・自営就農)の就農状況報告を添付した場合に記入 等は不要とする。

3. 営農実績報告

	作物·部門名		作付面積(a)・f	飼養頭羽数等	
	合 計				
農業経営 の構成 (補助本 人・働力)	氏 名	年齢	補助事業者・補助 事業者との続柄 (法人経営にあ たっては役職) 本人	年間の農業 従事日数**	担当業務
	雇用労働力			(人/日*)	

※1日の農業従事時間を8時間で換算

4. 経営規模の報告

		区分		面積	(a)	
	所有地		听有地			
(A) 777 +11 11P		借入地				
経営耕地		内	≓ □	親族から		
		Y3	可	第三者か		
				6		
	N	10000000000000000000000000000000000000	作 类中 <i>克</i>		実績	
特定作業	1	F ¤	作業内容	长门谷	作業受託面積等	生産量
受託						
	1	乍 目	作	業内容	実績(作業)	受託面積等)
作業受託						
	単	純計				
	換	算後				

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地(申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び生産量を記載する。

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

5	地域のサポー	ト体制について
υ.		

	専属担当者(経営·技術)	専属担当者(営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又 は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて	相談実績又は	は今後相談	したいこ	とについて
---------------------	--------	-------	------	-------

- 6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会への参加について(どちらかにチェックする。)
- ※国要綱の別記1の第7の3に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

参加した
参加しなかった

(「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。)

参加した回数	回	
交流会の内容		
(対象者、実施内容など)		

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について(どちらかにチェックする。)

加入している
加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の	
名称	

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画並びに第1号様式の2の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

シ両法氏に向けた	改善策	改善策の取組状況等
計画達成に向けた課題	(課題解決に向けた改善策を	(改善策の取組状況、結果及び課
	具体的に記入)	題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添1.作業日誌の写し(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業 内容、作業時間)が分かるよう作成すること)
 - 2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し(7月の報告の際のみ添付する。)
 - 3. 通帳及び帳簿の写し
 - 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる 書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる 書類※1
 - 5. 管理運営日誌
 - 6. 環境負荷低減のチェックシート (原則、1月末までの報告の際のみ添付する。)
- *1 1回目の報告の際のみ添付する(第17号様式の就農届で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)。

作業日誌

		作業内容	作業時間
月	日		
月	日		
月	田		
月	田		
月	田		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
		合 計	

※上記内容(作業日、作業内容、作業時間)が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦で助成を受けた場合や複数の新規就農者が新たに立ち上げた法人の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

決 算 書

(年目年月~年月)

			計画※ 事業実施○年	実績	実績/計画
			(度)目	b	b / a
			a		
	○○(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
農		経営規模			
業		生産量			
収		売上高(円)			
入		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	その他				
農業経営開始資金(円)					
収入計①(資金を除く)(円)					
収入	、計②(資金を	・含む) (円)			

		計画※ 事業実施○年 (度)目	実績 b	実績/計画 b / a
農	原材料費			
業	減価償却費			
経営	出荷販売経費			
費	雇用労賃			
(円)				
	支出計(円)③			
【参考】設備投資(内容、金額)				
農	業所得計(円)④=①-③			

※計画欄には、第1号様式の2 別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

(/ ページ)

管理運営日誌・利用簿

年版)

住所

氏 名

補助事業に係る整備施設(機械)等の内容			
名称(型式) 1 .	購入 (開始)	年	月
名称(型式) 2 .	購入 (開始)	年	月
名称(型式) 3 .	購入 (開始)	年	月
名称(型式) 4 .	購入 (開始)	年	月_

月	日	使用者氏名	作業内容	使用 開始 時刻	使用 終了 時刻	作業時間 (うち機械の) 使用時間)	使用機械	備 考 機械等の状態(良・不) ※点検実施の有無や不 具合の内容等、その他を 記載
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		

(/ ページ)

月	目	使用者氏名	作業内容	使用 開始 時刻	使用 終了 時刻	作業時間 (うち機械の) 使用時間)	使用機械	備 考 機械等の状態(良・不) ※点検実施の有無や不 具合の内容等、その他を 記載
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間(時間)		
						時間(時間)		
						時間 (時間)		
						時間 (時間)		
						時間(時間)		

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (農業経営体向け)

別添6

	(1)適正な施肥	報告時 (しました)		(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
1	肥料の適正な保管		12	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
2	肥料の使用状況等の記録・保存に努める			(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
3	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討		(13)		
4	有機物の適正な施用による土づくりを検討				
				(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	(2)適正な防除	報合時 (しました)		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除	
⑤	農薬の適正な使用・保管		14)		
6	農薬の使用状況等の記録・保存		15	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活	
7	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める			用した防除を検討(再掲)	┃
	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備			(7)環境関係法令の遵守等	(しました)
8	を検討		16	みどりの食料システム戦略の理解	
9	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活 用した防除を検討		1	関係法令の遵守	
	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)	18	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	
10	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める		19	正しい知識に基づく作業安全に努める	
11)	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める				

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林 水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図るこ ととされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
- · 土壤污染対策法 (平成14年法律第53号) 等

(2) 適正な防除

- ·農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
- ·植物防疫法 (昭和25年法律第151号) 等

(3) エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)等

(4)悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)
- · 悪臭防止法 (昭和46年法律第91号) 等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)
- ·水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ·湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)
- ・漁業法 (昭和24年法律第267号)
- ·水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ·持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)等

(7) 環境関係法令の遵守等

- · 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- ·環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)
- ·土地改良法(昭和24年法律第195号)
- ·森林法(昭和26年法律第249号)等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (畜産経営体向け)

別添6

	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
1	※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 肥料の適正な保管	
2	※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
	(2)適正な防除	報告時 (しました)
3	※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 農薬の適正な使用・保管	
4	※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 農薬の使用状況等の記録・保存	
5	※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	
	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
6	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	
	(4) 亜自みが実力の発生吐止	報告時
	(4)悪臭及び害虫の発生防止	(しました)
7	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
8	※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない 口) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	

	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
9	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
10	※特定事業場である場合(該当しない 口) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	
	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
11)	みどりの食料システム戦略の理解	
12	関係法令の遵守	
13)	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	
14)	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	
15)	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	
16	正しい知識に基づく作業安全に努める	

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林 水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図るこ ととされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
- · 土壤污染対策法 (平成14年法律第53号) 等

(2) 適正な防除

- · 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
- ・植物防疫法 (昭和25年法律第151号) 等

(3) エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)等

(4)悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)
- ・悪臭防止法 (昭和46年法律第91号) 等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)
- ·水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ·湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)
- 漁業法 (昭和24年法律第267号)
- ·水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ·持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第51号) 等

(7)環境関係法令の遵守等

- · 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- ·環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)
- ·土地改良法(昭和24年法律第195号)
- ·森林法(昭和26年法律第249号)等

第15号様式を次のように改める。

 就農状況確認チェックリスト

 経営開始
 年目・前半・後半(~ 月分)

確認対象者住所:			
確認対象者氏名:			
農業経営開始資金又は経営開始支援資金交付の有無:	有	•	無
確認者所属・名前:			
確認日: 年 月 日			

1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取る)

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について (研修会等への参加、質問・ 相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況に	積極的に参加・協力している・たまに参加・協力している・参加・協力していない
ついて	

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状 況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全 対策の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している・ 取り組んでいない

g 経営状況(収支状況)の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない		
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない		
経営発展支援事業計画等の達成に同	句けた取組状況		
①計画どおりの規模で経営している			
a 経営規模について	②概ね計画どおりの規模で経営している		
	③計画どおりに進んでいない		
③計画どおりに進んでいない場合は、	その理由と改善策について以下に聞き取る。		
[理由]			
[改善策]			

b 生産量について					
		①計画どおりの規模で経営している			
[作物(蓄種)名:]	②概ね計画どおりの規模で経営している			
		③計画どおりに進んでいない			
		①計画どおりの規模で経営している			
[作物(蓄種)名:]	②概ね計画どおりの規模で経営している			
		③計画どおりに進んでいない			
		①計画どおりの規模で経営している			
[作物(蓄種)名:]	②概ね計画どおりの規模で経営している			
		③計画どおりに進んでいない			
③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策	につい	いて以下に聞き取る。			
[理由]					
[改善策]					

c 売上高について			
		①計画どおりの規模で経営している	
[作物(蓄種)名:]	②概ね計画どおりの規模で経営している	
		③計画どおりに進んでいない	
		①計画どおりの規模で経営している	
[作物(蓄種)名:]	②概ね計画どおりの規模で経営している	
		③計画どおりに進んでいない	
		①計画どおりの規模で経営している	
[作物(蓄種)名:]	②概ね計画どおりの規模で経営している	
		③計画どおりに進んでいない	

(善策]	

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている		
状況	整備できていない		
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる		
	取り組んでいない		
c 食品衛生管理への取組状況	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる		
(加工を行っている場合のみ)	取り組んでいない		

- 2 ほ場 (現地) 確認用 (確認期間中の状況について記載する)
 - ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある 作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている

適切に生産されていない土地がある(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある)・・作付期間外である

書類確認用 (これまでの状況について記載する)

ア 農業従事日数

日程度

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている・・・・帳簿をつけているが、一部記帳されていないものがある・・・・・帳簿をつけていない

ウ 農地の権利設定状況(農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している・・ 農地法第3条の許可等を得ていない

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸 借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4	総合所見

第17号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

就 農 届

住 所

氏 名

以下のとおり、就農しましたので経営発展支援事業費補助金交付要綱第26条の規定に基づき 提出します。

就農した日	年	月	日
-------	---	---	---

添付書類

・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通帳の写し

第20号様式の次に次の1様式を加える。

第21号様式(第32条関係)

四日市市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の 取扱いの確認」欄に署名してください。

四日市市経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、経営発展支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関(注)へ提供し、又は確認する場合があります。

(注) 情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、全国農業委員会ネットワーク機構、三重県、

農業経営・就農支援センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、

株式会社日本政策金融公庫、三重県農業会議、三重北農業協同組合、

鈴鹿農業協同組合、三重茶農業協同組合、四日市市農業委員会、

三重県農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

(法人・組織名)

氏名

(署名又は記名押印してください)

第1 本事業における個人情報の取り扱いについて

市長は、交付対象者情報に記載し、又はデータベースに登録される交付対象者に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき、適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる事項について、交付対象者の個人情報の記載や確認が必要となることから、 以下の通り個人情報の利用目的を明らかにするとともに、交付対象者ご本人の同意書をいただく 必要があります。

第2 交付対象者ご本人に同意をいただく内容

個人情報の取扱いについて、交付対象者ご本人に同意をいただく内容としては、以下のとおりです。

- 1 各都道府県、市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着 し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用する こと。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)